

(R6.3修正) 新潟市地域防災計画【本編】修正意見 新旧対照表

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
1	1		3	7	22	<p>(3) 新潟県警察</p> <p>ア <u>災害情報の収集・伝達</u></p> <p>イ <u>避難の措置</u></p> <p>ウ <u>救出・救助</u></p> <p>エ <u>交通の確保</u></p> <p>オ <u>警戒区域の設定</u></p> <p>カ <u>行方不明者の捜索</u></p> <p>キ <u>死者の身元確認</u></p> <p>ク <u>犯罪の予防・取締り</u></p> <p>ケ <u>被災者等の安心感を醸成するための広報及び住民対策</u></p> <p>コ その他災害警備活動上必要な警察活動</p>	<p>(3) 新潟県警察</p> <p>ア <u>警備体制の確立</u></p> <p>イ <u>情報の収集・連絡</u></p> <p>ウ <u>救出救助活動</u></p> <p>エ <u>避難誘導</u></p> <p>オ <u>検視・身元確認</u></p> <p>カ <u>二次災害の防止</u></p> <p>キ <u>社会秩序の維持</u></p> <p>ク <u>緊急交通路の確保</u></p> <p>ケ <u>被災者等への情報伝達活動</u></p> <p>コ <u>報道対応</u></p> <p>サ <u>情報システムに関する措置</u></p> <p>シ <u>関係機関との相互連携</u></p> <p>ス <u>自発的支援の受入れ</u></p> <p>セ その他災害警備活動上必要な警察活動</p>	警察文書改正のため
2	1		4	11	2	<p>1 地理的概要</p> <p>新潟市は、新潟県の北西部に位置し、主に信濃川と阿賀野川の河口に堆積沖積した平野の上に発展した街であり、面積は726.28km²である。</p>	<p>1 地理的概要</p> <p>新潟市は、新潟県の北西部に位置し、主に信濃川と阿賀野川の河口に堆積沖積した平野の上に発展した街であり、面積は726.19km²である。</p>	時点修正
3			4	12	40	<p>3 社会条件</p> <p>(3) 土地利用</p> <p>本市の面積は726.28km²で、このうち～</p>	<p>3 社会条件</p> <p>(3) 土地利用</p> <p>本市の面積は726.19km²で、このうち～</p>	時点修正
4	1		6	17 ～ 24		第6節 被害想定	別添1のとおり 各種被害予測表の修正	字句修正

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
5	1		6	22	2 ～ 10	2 地震被害予測 (6) ライフラインの被害予測 ④ガス(都市ガス、LPガス) <u>都市ガスの復旧については、日本ガス協会の「地震時ガス導管緊急措置の手引き(平成9年)」による復旧期間・復旧要員の推定手法に従い、復旧作業量を想定している。</u>	2 地震被害予測 (6) ライフラインの被害予測 ④ガス(都市ガス、LPガス) <u>(削除)</u>	記載の「地震時ガス導管緊急措置の手引き(平成9年)」は現在使用されていないこと、及び復旧予測については当該箇所の前に記載があるため
6	2	1	1	27	20	(1) 市広報紙等による防災知識の普及 ア 食料・飲料水・携帯トイレ等の備蓄 イ 非常持出品の準備 ウ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止対策 エ 災害時の消火、救出救助、応急救護 オ 避難場所・避難路の周知 カ 災害発生時の危険箇所の周知 キ 地震・津波発生時の心得 ク 洪水・高潮・河川災害発生時の心得 ケ 土砂災害発生時の心得 コ 自動車運転時の心得	1 住民に対する防災知識の啓発 (1) 市広報紙等による防災知識の普及 ア 食料・飲料水・携帯トイレ等の備蓄 イ 非常持出品の準備 ウ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止対策 エ 災害時の消火、救出救助、応急救護 オ 避難場所・避難路の周知 カ 災害発生時の危険箇所の周知 キ 地震・津波発生時の心得 ク 洪水・高潮・河川災害発生時の心得 ケ 土砂災害発生時の心得 コ 自動車運転時の心得 <u>サ 緊急情報を受け取るための準備(SNSの活用等)</u>	新潟市LINE公式アカウント等による緊急情報の発信に力を入れているため追加
7	2	1	1	27	34	(6) 防災ビデオ上映会及び展示会等の開催による防災知識の普及 市民及び各種団体に対して、防災に関するビデオ上映会や防災用品等展示会の開催及びビデオの貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。	(6) 防災に関する動画上映会及び展示会等の開催による防災知識の普及 市民及び各種団体に対して、防災に関する動画上映会や防災用品等展示会の開催及び防災に関する動画の貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。	時点修正
8	2	1	2	31	7	1 訓練の実施 (8) <u>地域防災行政無線通信訓練</u>	1 訓練の実施 (8) <u>無線通信訓練</u>	時点修正
9	2	1	3	32	27	5 地域防災活動リーダーの育成 市は、地域の自主防災活動が効果的に実施されるよう講習会や防災訓練等を通して地域の防災活動の中心となる「防災リーダー」を育成する。 なお、その際は、組織のリーダーに <u>複数の女性が参画できるように、女性リーダーの育成を図る。</u>	5 地域防災活動リーダーの育成 市は、地域の自主防災活動が効果的に実施されるよう講習会や防災訓練等を通して地域の防災活動の中心となる「防災リーダー」を育成する。 なお、その際は、組織のリーダーに <u>男女問わず参画できるように防災、リーダーの育成を図る。</u>	防災士などの女性リーダーの活躍も増えてきている現状を反映
10	2	1	4	34	3	第4節 防災都市計画 本計画は、都市の防災性の向上や計画的で良好な市街地・農村集落の形成のため、都市計画に基づく防災・減災の推進と災害に強い市街地整備を推進し、都市の防災 <u>構造化</u> を図る。	第4節 防災都市計画 本計画は、都市の防災性の向上や計画的で良好な市街地・農村集落の形成のため、都市計画に基づく防災・減災の推進と災害に強い市街地整備を推進し、都市の防災 <u>強靱化</u> を図る。	都市計画マスタープランとの整合を図るため

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
11	2	1	5	37	40	2 民間建築物の安全対策 (1) 耐震診断・耐震改修の促進及び相談窓口等の充実	2 民間建築物の安全対策 (1) 耐震診断・耐震改修の促進	項目の明確化
12	2	1	5	37	42	ア 「新潟市木造住宅耐震診断士派遣制度」について	ア 新潟市木造住宅耐震診断士派遣制度	記載の統一
13	2	1	5	38	2	イ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について	イ 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度	記載の統一
14	2	1	5	38	11	ウ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について	ウ 新潟市マンション耐震改修補助制度	記載の統一
15	2	1	5	38	26	エ 「新潟市特定建築物耐震診断補助制度」について	エ 新潟市特定建築物耐震診断補助制度	記載の統一
16	2	1	5	38	39	オ 「住宅建築相談会」について 住宅の新築、増築、改築、耐震化等について、定例 相談会を開催し市民への相談、助言を行う。	オ 住宅建築相談会 住宅の新築、増築、改築、耐震化等について、定期 的に相談会を開催し市民への相談、助言を行う。	記載の統一、時点修正
17	2	1	5	38	42	(2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の推進	㊦ 民間建築物の耐震診断・耐震改修の推進	項目の明確化 (耐震診断・耐震改修の取り組みの 1 項目のため)
18	2	1	5	38	45	(3) 耐震性・耐久性に優れた住宅、建築物の整備推進	(2) 耐震性・耐久性に優れた住宅、建築物の整備推進 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じ られた「長期優良住宅」の認定により、耐震性・耐久性 に優れた住宅の整備を推進する。	項目番号のズレ修正 内容の記載
19	2	1	5	38	46	(4) ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラスや外壁・屋 外看板等の落下防止 ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の破損や外 壁・屋外看板等の落下の危険性を周知し、必要に応じた 指導・助言及び危険ブロック塀等の撤去に対する補助を 行う。	(3) ブロック塀等の安全対策 ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の破損や外 壁・屋外看板等の落下の危険性を周知し、必要に応じた 指導・助言及び危険ブロック塀等の撤去に対する補助を 行う。	項目番号のズレ修正 重複記載の解消
20	2	1	5	39	1	ア 「危険ブロック塀等撤去工事補助制度」について	ア 危険ブロック塀等撤去工事補助制度	記載の統一
21	2	1	5	39	7	(5) エレベーターの安全対策	(4) エレベーターの安全対策	項目番号のズレ修正

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
22	2	1	5	39	10	(6) 耐震診断・耐震改修技術者の養成	(5) 耐震診断・耐震改修技術者の養成	項目番号のズレ修正
23	2	1	5	39	12	(7) 応急危険度判定士体制の整備	(6) 応急危険度判定士 制度の体制整備	項目番号のズレ修正、文言の修正
24	2	1	5	39	18	(8) 防災上重要な建築物の被災予防	(7) 防災上重要な建築物の被災予防	項目番号のズレ修正
25	2	1	5	39	21	(9) 災害ボランティア活動への支援	(8) 災害ボランティア活動への支援	項目番号のズレ修正
26	2	1	8	44	10	(1) 水道施設の耐震性向上対策 ア 建築物・土木建築物の耐震診断と対策 事業所 庁舎・浄水場管理館等の建築物および沈澱池・ろ過池等の主要土木構造物について耐震診断を行い、必要な場合には補強、改修対策を実施する。	(1) 水道施設の耐震性向上対策 ア 建築物・土木建築物の耐震診断と対策 (削除) 庁舎・浄水場管理館等の建築物および沈澱池・ろ過池等の主要土木構造物について耐震診断を行い、必要な場合には補強、改修対策を実施する。	時点修正
27	2	1	8	44	27	(2) 被害地域の限定化対策とバックアップ機能強化 ア 施設の分散と相互連絡の推進 効率的な施設運用を目指し、浄・配水場施設の統廃合を進めてゆく際は、取水、浄水、配水等の重要施設の複数・分散配置を考慮する。また、浄・配水場間の相互融通機能を強化する。 イ 給水区域の大ブロック化 給水区域を浄・配水場の系統ごとに独立した大ブロックに分割し、被害が他に及ばないような配水システムを構築する。 ロ 配水管網の小ブロック化 事故・災害時の被害範囲の極小化や復旧の迅速化を図るため、小ブロック構築を推進する。 ハ 管路施設のバックアップ機能強化 大ブロック間及び大ブロック内で配水本管の相互融通、ループ化、管網化によりバックアップ機能の強化を図る。また、導・送水管についても同様に安定性の強化を図る。 ニ 水道施設の予備力強化 水道施設の取水・浄水・配水能力等について供給予備力を強化する。また、最大稼働施設能力（公称施設能力と異なる）について調査を行い、非常時の最大供給量を把握しておく。 ヒ 自家発電設備の設置 水道局所有施設については非常用自家発電設備を設置し、必要に応じて2回線受電とする。	(2) 被害地域の限定化対策とバックアップ機能強化 (削除) ア 給水区域の大ブロック化 給水区域を浄・配水場の系統ごとに独立した大ブロックに分割し、被害が他に及ばないような配水システムを構築する。 イ 配水管網の小ブロック化 事故・災害時の被害範囲の極小化や復旧の迅速化を図るため、小ブロック構築を推進する。 ロ 管路施設のバックアップ機能強化 大ブロック間及び大ブロック内で配水本管の相互融通、ループ化、管網化によりバックアップ機能の強化を図る。また、導・送水管についても同様に安定性の強化を図る。 ニ 水道施設の予備力強化 水道施設の取水・浄水・配水能力等について供給予備力を強化する。また、最大稼働施設能力（公称施設能力と異なる）について調査を行い、非常時の最大供給量を把握しておく。 ヒ 自家発電設備の設置 水道局所有施設については非常用自家発電設備を設置し、必要に応じて2回線受電とする。	タイトルと内容の不一致 (施設統廃合と複数・分散配置)
28	2	1	8	44	41	(2) 被害地域の限定化対策とバックアップ機能強化 オ 水道施設の予備力強化 水道施設の 取水・浄水・配水能力等について供給予備力を強化する。また、最大稼働施設能力（公称施設能力と異なる）について調査を行い、非常時の最大供給量を把握しておく。	(2) 被害地域の限定化対策とバックアップ機能強化 ニ 水道施設の予備力確保 水道施設の 能力について、災害・事故等に備えて適切な予備力を確保する。	施策との整合のため
29	2	1	8	45	9	(3) 浄・配水施設の整備 イ 計画一日最大給水量の整備 給水の安定性向上のため、配水池の有効容量が計画一日最大給水量の12時間分となるよう整備する。また、平時より配水池有効容量の50%を確保する運用に努める。	(3) 浄・配水施設の整備 イ 非常時対応水量の確保 災害時の応急給水活動や消火活動に対応するため、平時より配水池有効容量の50%を確保する運用に努める。	タイトルと内容の不一致

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
30	2	1	8	45	27	<p>(1) 地震による水道施設及び給水装置の被害想定</p> <p><u>ア 被害想定の実施</u></p> <p>震災後の迅速な対応及び震災予防計画の見直しのため、液状化発生地域、地盤の不均一性及び液状化災害を踏まえた水道施設と給水装置の被害想定を行う。</p> <p><u>イ 地震計の活用</u></p> <p><u>震災直後の被害状況を把握するため、浄・配水施設に設置した緊急遮断弁等の地震計（加速度の情報等）を活用する。</u></p>	<p>(1) 地震による水道施設及び給水装置の被害想定</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>震災後の迅速な対応及び震災予防計画の見直しのため、液状化発生地域、地盤の不均一性及び液状化災害を踏まえた水道施設と給水装置の被害想定を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	タイトルと内容の不一致
31	2	1	8	45	40	<p>3 災害時連絡手段の確立</p> <p>「<u>新潟市防災行政無線</u>」のほか、「IP電話」、「衛星電話」を活用し、関係機関との災害時連絡体制の確立を図る。</p>	<p>3 災害時連絡手段の確立</p> <p>「<u>防災衛星無線</u>」のほか、「IP電話」、「衛星電話」を活用し、関係機関との災害時連絡体制の確立を図る。</p>	防災無線の撤去に伴う修正
32	2	1	8	46	17	<p>ウ 関係<u>業界</u>への応援要請体制</p> <p><u>公的機関以外に応援協力を要請するため、あらかじめ市管工事業協同組合をはじめとする関係業界をリストアップしておく、</u>復旧応援活動に関する協定等の締結を進める。</p>	<p>ウ 関係<u>団体</u>への応援要請</p> <p><u>新潟市管工事業協同組合をはじめとする関係団体と</u>復旧応援活動に関する協定等の締結を進める。</p>	時点修正
33	2	1	10	50	7	<p><u>ア デジタル防災行政無線</u></p> <p><u>デジタル防災行政無線は、260MHz帯の周波数を利用している。市関係部署の他、防災関係機関や生活関連機関にも配備しており、災害対策に必要な情報を相互間で伝達することが可能である。</u></p>	<p><u>ア 防災衛星無線</u></p> <p><u>防災衛星無線は、市本庁舎、区役所等の拠点に配備しており、災害時に必要な情報を相互間で伝達することが可能である。</u></p> <p><u>整備状況は、資料編 表2-1-10-1のとおりである。</u></p>	防災行政無線（地域防災系）廃止のため
34	2	1	10	51	11	<p>(9) タクシー無線の活用</p> <p>図中</p> <p><u>地域防災系無線</u></p>	<p>(9) タクシー無線の活用</p> <p>図中</p> <p><u>電話</u></p>	防災行政無線（地域防災系）廃止のため
35	2	1	10	51	26	<p>1 情報伝達手段の整備及び活用</p> <p>(11) その他手段の活用</p> <p>緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。</p> <p>ア ホームページ</p> <p>イ にいがた防災メール</p> <p>ウ 緊急速報メール</p> <p>エ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)</p> <p>オ 緊急告知FMラジオ</p> <p>カ Lアラート</p> <p>キ Yahoo!防災速報</p>	<p>1 情報伝達手段の整備及び活用</p> <p>(11) その他手段の活用</p> <p>緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。</p> <p>ア ホームページ</p> <p>イ にいがた防災メール</p> <p>ウ 緊急速報メール</p> <p>エ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)</p> <p>オ 緊急告知FMラジオ</p> <p>カ Lアラート</p> <p>キ Yahoo!防災速報</p> <p><u>ク 新潟市LINE公式アカウント</u></p>	情報提供手段の追加

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
36	2	1	10	51	28	2 災害情報伝達一元化システム 災害情報や避難情報などの緊急情報を市民に迅速かつ的確に配信するため、多様化した情報伝達手段を一元的に配信する「災害情報伝達一元化システム」を構築する。	2 災害情報伝達一元化システム 災害情報や避難情報などの緊急情報を市民に迅速かつ的確に配信するため、多様化した情報伝達手段を一元的に配信する「災害情報伝達一元化システム」を構築している。	時点修正
37	2	1	13	57	7	防災関係機関 新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会 新潟市歯科医師会 県	防災関係機関 県 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会	関係機関追加
38	2	1	13	57	38	4 災害医療救護体制の確立 保健衛生部は、地震や風水害等の災害から地域住民の生命、健康を守るため、災害医療コーディネーター及び災害医療コーディネートチームを配置し、県、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との緊密な連携のもと医療救護体制の整備を行う。	4 災害医療救護体制の確立 保健衛生部は、地震や風水害等の災害から地域住民の生命、健康を守るため、災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）及び災害医療コーディネートチーム（以下「コーディネートチーム」という。）を配置し、県、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との緊密な連携のもと医療救護体制の整備を行う。	58ページ以降の文言整理のため
39	2	1	13	58	3	(1) ア 災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置 (ア)災害医療コーディネートチームに～	(1) ア コーディネーターの配置 (ア)コーディネートチームに～	文言整理
40	2	1	13	58	21	イ 災害医療コーディネートチーム（以下「コーディネートチーム」）の構成	イ コーディネートチームの構成	文言整理
41	2	1	13	58	28	ウ コーディネートチームの情報連絡体制の整備 災害医療コーディネーター及び～	ウ コーディネートチームの情報連絡体制の整備 コーディネーター及び～	文言整理
42	2	1	13	58	31	エ 災害医療コーディネートチーム連絡会議の開催 (ア)保健衛生部は、～確保するため、災害医療コーディネートチーム連絡会議を～ (イ)災害医療コーディネートチーム連絡会議は、～	エ コーディネートチーム連絡会議の開催 (ア)保健衛生部は、～確保するため、コーディネートチーム連絡会議を～ (イ)コーディネートチーム連絡会議は、～	文言整理
43	2	1	14	62	6	防災関係機関 県 新潟市医師会	防災関係機関 県 新潟市医師会 新潟市薬剤師会	新潟市医師会と新潟市薬剤師会に医薬品の備蓄を委託しているため
44	2	1	14	62	15	(1) 各家庭による備蓄 ～各家庭で3日分相当の食糧等を備蓄するよう市民への啓発を行う。	(1) 各家庭による備蓄 ～各家庭で3日分～1週間分相当の食糧等を備蓄するよう市民への啓発を行う。	様々な防災の場面で最低3日分～1週間分と推奨しているため

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
45	2	1	14	63	10	2 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備 被災者に対する飲料水を確保するため、各地域の避難所等を中心に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る。 (第2部第1章第11節「火災予防計画」並びに第3部第1章第19節「応急給水計画」参照)	2 飲料水兼用耐震性貯水槽の管理 被災者に対する飲料水を確保するため、各地域の飲料水兼用耐震性貯水槽を適切に維持管理する。(第2部第1章第11節「火災予防計画」並びに第3部第1章第19節「応急給水計画」参照)	施策との整合
46	2	1	14	63	29	(1) 市民の役割 イ ~家族に合わせた3日分程度の物資等の備蓄に努める。	(1) 市民の役割 イ ~家族に合わせた3日分~1週間分程度の物資等の備蓄に努める。	様々な防災の場面で最低3日分~1週間分と推奨しているため
47	2	1	14	63	31	(1) 市民の役割 ウ ~平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。	(1) 市民の役割 ウ ~平時から3日分~1週間分程度の分量を自ら確保するよう努める。	様々な防災の場面で最低3日分~1週間分と推奨しているため
48	2	1	14	63	43	(2) 事業所の役割 エ ~入院患者及び職員等が必要とする3日分程度の物資等	(2) 事業所の役割 エ ~入院患者及び職員等が必要とする3日分~1週間分程度の物資等	様々な防災の場面で最低3日分~1週間分と推奨しているため
49	2	1	16	66	28	(4) 地域住民等に対する啓発 「市報にいがた」等の広報紙やテレビ・ラジオの広報番組を通じて、積極的に地域住民に対して避難行動要支援者の避難支援等についての啓発を図る。	(4) 地域住民等に対する啓発 (削除) 地域住民に対して積極的に避難行動要支援者の避難支援等についての啓発を図る。 なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	記載の統一
50	2	1	16	67	29	3 個別避難計画の作成等 (1) 個別避難支援計画の作成	3 個別避難計画の作成等 (1) 個別避難計画の作成	誤字修正
51	2	1	16	68	21	(3) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発 要配慮者が実際に参加体験できる防災訓練の実施やテレビ・ラジオによる広報番組、「市報にいがた」「点字版市報にいがた」「声の広報・新潟市便り」「点字版防災パンフレット」等あらゆる広報媒体により、防災知識の普及啓発を図る。	(3) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発 要配慮者が実際に参加体験できる防災訓練の実施やテレビ・ラジオによる広報番組、「市報にいがた」「点字版市報にいがた」「声の広報(削除)」「点字版防災パンフレット」等あらゆる広報媒体により、防災知識の普及啓発を図る。	名称の修正
52	2	1	17	72	11	(4) 予備的な避難所の確保 避難所における感染症対策のための避難者の分散化や自宅療養者の避難等に対応できるよう、避難所に指定されていない公共施設、ホテル・旅館等を災害等の状況に応じて開設する予備的な避難所等として確保する。	(4) 予備的な避難所の確保 指定避難所で避難者を収容しきれない場合や、避難所における感染症対策のための避難者の分散化等に対応できるよう、避難所に指定されていない公共施設、ホテル・旅館等を災害状況に応じて開設する予備的な避難所等として確保する。	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、自宅療養者に関する記載を削除し、文言を一部修正

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
53	2	1	17	74	46	(2) 避難者の受け入れ体制の確立 地域住民、施設管理者、市は各避難所において、平常時から避難者の受入方法等に関する協議を行い、協力体制を構築する。	(2) 避難者の受け入れ体制の確立 地域住民、施設管理者、市は各避難所において、平常時から避難者の受入方法等に関する協議を行い、協力体制を構築する。 <u>また、鍵等の管理者は年1回以上、施設の開錠確認を実施し、区本部へ報告する。</u>	令和6年能登半島地震に伴い、課題となった津波からの避難体制構築のため
54	2	2	2	82	3	1 下水道施設の耐震化・ <u>耐津波化</u> 及び減災対策の取り組み	1 下水道施設の耐震化・ <u>耐水化</u> 及び減災対策の取り組み	総合計画との整合を図るため
55	2	2	2	82	6	<u>・避難所などにおけるマンホールトイレ（下水道直結型）の整備・処理場、ポンプ場での非常用電源設備等の整備</u>	<u>・避難所などにおけるマンホールトイレ（下水道直結型）の整備</u> <u>・処理場、ポンプ場での非常用電源設備等の整備</u>	改行漏れ
56	2	2	2	82	8	1 下水道施設の耐震化・耐津波化及び減災対策の取り組み <u>・処理場、ポンプ場における自己電源率向上に向けた取り組みの推進</u>	1 下水道施設の耐震化・耐津波化及び減災対策の取り組み <u>(削除)</u>	上記「処理場、ポンプ場での非常用電源設備等の整備」に包含されているため
57	2	2	2	82	11	・重要な管路の耐震化 ・下水処理場及びポンプ場の耐震化 ・避難所などにおけるマンホールトイレ（下水道直結型）の整備・処理場、ポンプ場での非常用電源設備等の整備 ・処理場、ポンプ場における事故電源率向上に向けた取り組みの推進 ・下水道BCPの改善及び訓練実施 ・管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化の検討 <u>・下水処理場及びポンプ場の吐口の耐津波化</u>	・重要な管路の耐震化 ・下水処理場及びポンプ場の耐震化 <u>・下水処理場及びポンプ場の吐口の耐水化</u> ・避難所などにおけるマンホールトイレ（下水道直結型）の整備・処理場、ポンプ場での非常用電源設備等の整備 ・処理場、ポンプ場における事故電源率向上に向けた取り組みの推進 ・下水道BCPの改善及び訓練実施 ・管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化の検討	記載順の変更 総合計画との整合を図るため
58	2	2	3	83 ～ 85		第3節 地盤災害予防計画	別添2のとおり	名称「土砂災害危険箇所」の廃止のため(R5.11.20県通知)
59	2	2	3	84	25	キ かけ地近接等危険住宅 <u>移転事業の活用</u> かけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、 <u>かけ地近接等危険住宅移転事業を活用し</u> 移転を促進する。	キ かけ地近接等危険住宅の <u>移転の促進</u> かけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、 <u>「かけ地近接等危険住宅移転事業費補助事業実施要綱」の事業要件を満たすものに対し、危険住宅の除却や危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する費用等の一部を補助し、移転を促進する。</u>	補助事業の内容を追加

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
60	2	2	6	88	28	4 業務継続体制の発動・解除 (2) 発動要件 イ 上記の他、市域内に大きな被害が発生した場合、又は、市役所機能に甚大な被害が生じた場合、 <u>市災害対策本部長</u> が業務継続体制の発動を指示する。	4 業務継続体制の発動・解除 (2) 発動要件 イ 上記のほか、市域内に大きな被害が発生した場合、又は市役所機能に甚大な被害が生じた場合、 <u>市災害対策本部長（市長）</u> が業務継続体制の発動を指示する。	表記修正
61	2	3	2	93	23	1 都市たん水対策 (1) 下水道施設予防対策 (2) 土木施設等予防対策	1 都市たん水対策 (1) 下水道施設予防対策 (2) 土木施設等予防対策 <u>(3) 自助・共助対策への支援</u> <u>防水板、住宅・駐車場かさ上げ、雨水流出抑制施設（雨水浸透ます・雨水貯留タンク）への助成を行う。</u>	ソフト対策の追記
62	2	3	4	97 ～ 98		第4節 土砂災害予防計画	別添3のとおり	名称「土砂災害危険箇所」の廃止 (R5.11.20県通知)
63	2	4	1	103	29	4 津波避難ビル等及び避難方法の事前周知 (1) 津波避難ビル等の案内標識等の設置 (2) 地域で実施する防災訓練での避難訓練、津波避難ビル開設訓練の実施	4 津波避難ビル等及び避難方法の事前周知 (1) 津波避難ビル等の案内標識等の設置 (2) 地域で実施する防災訓練での避難訓練、津波避難ビル開設訓練の実施 <u>(3)開錠確認</u> <u>鍵等の管理者は年1回以上、施設の開錠確認を実施し、区本部へ報告する。</u>	令和6年能登半島地震に伴い、課題となった津波からの避難体制構築のため
64	2	4	2	105	10	1 啓発内容 (4) 避難の方法	1 啓発内容 (4) <u>地域特性に応じた</u> 避難の方法	令和6年能登半島地震に伴い、課題となった津波からの避難体制構築のため
65	2	4	2	105	15	2 啓発方法 津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット、 <u>市報</u> ・マスメディア等を活用し、地域住民や事業所等への知識の普及・啓発を図る。また、津波避難ビル等の避難先の確認や避難方法の習得のため、津波避難訓練等を推奨する。	2 啓発方法 津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット、 <u>市報にいがた</u> ・マスメディア等を活用し、地域住民や事業所等への知識の普及・啓発を図る。また、津波避難ビル等の避難先の確認や避難方法の習得のため、津波避難訓練等を推奨する。	表記修正

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
66	3	1	2	112	29	(イ) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、	(イ) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、	・注意だけではなく警戒も呼びかける役割があるため ・大雨特別警報の基準が変更となり、「雨を要因とする」ものだけとなったことから、当該部分をあえて書く必要はないため
67	3	1	2	112	36	(イ) 気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で振り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。	(イ) 気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。	誤字修正
68	3	1	2	112	42	(イ) 気象情報 大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。	(イ) 気象情報 大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</u>	見出しのみの気象情報は、防災上、重要であるが、その認知度が低いため、気象庁では、地域防災計画に書くことを推進しているため
69	3	1	2	113	5	(ウ) 土砂災害警戒情報 ～危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	(ウ) 土砂災害警戒情報 ～危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	記載の統一
70	3	1	2	115	10	イ 情報収集の方法 災害対策本部事務局 ・防災関係機関からの防災行政無線、衛星ファクシミリ、電話、メール等による通報	イ 情報収集の方法 災害対策本部事務局 ・防災関係機関からの(削除)衛星ファクシミリ、電話、メール等による通報	防災行政無線（地域防災系）廃止のため

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
71	3	1	2	115	23	イ 情報収集の方法 各区本部 ・防災関係機関からの 防災行政無線 、衛星ファクシミリ、電話、メール等による通報	イ 情報収集の方法 各区本部 ・防災関係機関からの (削除) 衛星ファクシミリ、電話、メール等による通報	防災行政無線（地域防災系）廃止のため
72	3	1	2	117		第2節 情報収集・伝達計画 (イ) 防災関係機関からの情報収集	別添4のとおり	下水道BCPとの整合を図るため
73	3	1	2	119		第2節 情報収集・伝達計画 (3) 被害情報等の伝達系統 (伝達系統図)	別添5のとおり	防災行政無線（地域防災系）廃止のため
74	3	1	5	128	34	(3) 応援要請連絡窓口 イ 総務省消防庁 電話 03-5253-7569 (N T T) 048-500-90-49102 (地域衛星)	(3) 応援要請連絡窓口 イ 総務省消防庁 電話 03-5253-7527 (N T T) 048-500-90-49013 (地域衛星)	時点修正
75	3	1	5	129	29	3 応援部隊の活動等 (1) 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート 航空部隊及び地上部隊の進出ルートは資料編 表3-1-5-4に示すとおりとする。	3 応援部隊の活動等 (1) 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート 陸上部隊及び水上部隊の進出ルートは資料編 表3-1-5-4に示すとおりとする。	時点修正
76	3	1	5	129	40	3 応援部隊の活動等 (4) 燃料補給体制 航空部隊及び地上部隊の燃料補給場所は資料編 表3-1-5-7に示す。	3 応援部隊の活動等 (4) 燃料補給体制 航空隊及び陸上部隊の燃料補給場所は資料編 表3-1-5-7に示す。	時点修正
77	3	1	5	130	7	3 応援部隊の活動等 (7) 野営可能場所 地上部隊の野営可能場所は資料編 表3-1-5-10に示す。	3 応援部隊の活動等 (7) 宿営可能場所 陸上部隊の宿営可能場所は資料編 表3-1-5-10に示す。	時点修正
78	3	1	5	130	12	消火栓スピンドルドライバーの形状は四角、口径は32mm、33mm、35mm及び38mmとし、 その他の水利等については資料編 表3-1-5-8に示す。	消火栓スピンドルドライバーの形状は四角とし、口径は32mm、33mm、35mm及び38mmとする。	表削除のため。
79	3	1	9	139	13	(イ) 6W3Hの原則を遵守する。	(イ) 6W3H <u>(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、誰に、いくらで、どれくらい)</u> の原則を遵守する。	災害時、「6W3H」が何かすぐに分かるようにするため

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
80	3	1	9	140	26	新潟市危機管理防災局 <u>ツイッター</u>	新潟市危機管理防災局 <u>X(エックス)</u>	名称変更のため
81	3	1	10	143	33	(2) 土砂災害警戒情報が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「 <u>予測</u> で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき	(2) 土砂災害警戒情報が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「 <u>(削除)</u> 土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき	新潟県砂防課の土砂災害警戒情報システムのメッシュ表示は、実況を含む2時間先までの予測を加味した表示に変更されたため
82	3	1	10	145	12	(イ) 伝達手段 b 要配慮者関連施設等への伝達 土砂災害警戒区域等及び <u>土砂災害危険箇所内並びに</u> 浸水想定区域にある要配慮者関連施設や浸水想定区域内にある地下街等に対しては、ファクシミリ又はメールにより災害情報（指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等）及び避難情報を伝達する。	(イ) 伝達手段 b 要配慮者関連施設等への伝達 土砂災害警戒区域等及び <u>(削除)</u> 浸水想定区域にある要配慮者関連施設や浸水想定区域内にある地下街等に対しては、ファクシミリ又はメールにより災害情報（指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等）及び避難情報を伝達する。	名称「土砂災害危険箇所」の廃止のため（R5.11.20県通知）
83	3	1	10	146	24	(3) 避難の準備 ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。	(3) 避難の準備 ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。 <u>家屋の倒壊などの危険がある状況であれば避難を最優先する。</u>	身の安全の確保が第一のため、他所でも推奨
84	3	1	10	146	27	エ <u>厚い底の靴</u> を履き、～	エ <u>底が厚めの履き慣れた運動靴</u> を履き、～	誤認識が生じる恐れがあるため
85	3	1	10	148	16	イ 水害時の対応 洪水や土砂災害の水害時には、上記に加え、想定浸水深等により浸水のおそれがある場合は、施設の上層階を使用する。	イ 水害時の対応 洪水や土砂災害の水害時には、上記に加え、想定浸水深等により浸水のおそれがある場合は、施設の上層階を使用する。 <u>ウ 津波時の対応</u> <u>津波による浸水の可能性がある場合、上記アに加え、速やかに施設の上層階を使用する。</u>	令和6年能登半島地震に伴い、課題となった津波からの避難体制構築のため追加
86	3	1	10	151	5	(1) 避難所外避難者の把握 区本部健康福祉班は、避難所外避難者の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を県の協力を得て行う。また、調査について関係機関の支援を要する場合は、その旨を県に要請する。	(1) 避難所外避難者の把握 区本部健康福祉班は、避難所外避難者の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を県の協力を得て行う。また、調査について関係機関の支援を要する場合は、その旨を県に要請する。 <u>また、区本部広報班は自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等で把握している避難所外避難者の情報収集に努める。</u>	避難所外避難者把握手段追加のため（令和6年能登半島地震に伴う修正）

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
87	3	1	10	151	10	(3) 要配慮者に対する配慮 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。	(3) 要配慮者に対する配慮 <u>民生委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、在宅や避難所外の避難行動要支援者の所在や安否確認に努め、把握した情報を区本部へ提供する。</u> 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。	避難所外避難者把握手段追加のため (令和6年能登半島地震に伴う修正)
88	3	1	10	151	17	(5) 避難所外避難者の役割	(5) 在宅避難者への配慮 <u>応急危険度判定や被害認定調査等により、在宅での避難が危険を伴う在宅避難者を把握した場合、区本部が避難者の状況を確認し、安全な避難先へ誘導するよう努める。</u> (6) 避難所外避難者の役割	避難所外避難者把握手段追加のため (令和6年能登半島地震に伴う修正)
89	3	1	12	155	40	3 その他の対策 (1) 動物の一時預かり (2) 飼い主探し	3 その他の対策 (1) <u>知識の普及啓発</u> <u>市は愛玩動物との同行避難を想定し、飼い主にしつけ及び日頃からの備えや避難訓練等について、関係機関等と連携し普及啓発に努める。</u> (2) 動物の一時預かり (3) 飼い主探し	ペット避難対策追加のため(令和6年能登半島地震に伴う修正)
90	3	1	12	156	6	4 被災動物の救済体制	4 <u>飼い主の責務</u> <u>災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておく。</u> <u>また、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品や備蓄品の確保に努める。</u> 5 被災動物の救済体制	ペット避難対策追加のため(令和6年能登半島地震に伴う修正)
91	3	1	13	157	28	(4) 工事の発注及び資材の確保(市が委任を受けた場合) イ 施工業者の選定にあたっては、市の <u>契約する工事施工有資格者</u> を優先するが、緊急時であることからその他業者、又は建設団体等からも適宜選定し又、状況によっては県へ要請するなど臨機応変の措置を講ずる。	(4) 工事の発注及び資材の確保(市が委任を受けた場合) イ 施工業者の選定にあたっては、市の <u>入札参加資格者名簿登録事業者</u> を優先するが、緊急時であることからその他業者、又は建設関連の業界団体等からも適宜選定し又、状況によっては県へ要請するなど臨機応変の措置を講ずる。	表現を分かり易いものに変更

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
92	3	1	14	159	35	(2) 警備活動の重点 ア <u>災害情報の収集・伝達</u> イ <u>避難の措置</u> ウ <u>救出・救助</u> エ <u>交通の確保</u> オ <u>警戒区域の設定</u> カ <u>行方不明者の捜索</u> キ <u>死者の身元確認</u> ク <u>犯罪の予防・取締り</u> ケ <u>被災者等の安心感を醸成するための広報及び住民対策</u> コ <u>警察通信の確保</u> サ その他災害警備活動上必要な警察活動	(2) 警備活動の重点 ア <u>警備体制の確立</u> イ <u>情報の収集・連絡</u> ウ <u>救出救助活動</u> エ <u>避難誘導</u> オ <u>検視・身元確認</u> カ <u>二次災害の防止</u> キ <u>社会秩序の維持</u> ク <u>緊急交通路の確保</u> ケ <u>被災者等への情報伝達活動</u> コ <u>報道対応</u> サ <u>情報システムに関する措置</u> シ <u>関係機関との相互連携</u> ス <u>自発的支援の受入れ</u> セ その他災害警備活動上必要な警察活動	警察文書改正のため
93	3	1	17	171	13	※緊急輸送道路については、新潟県緊急輸送道路ネットワーク <u>計画</u> による。	※緊急輸送道路は上記のほか、新潟県緊急輸送道路ネットワーク <u>を参照すること</u> 。	記載内容の明確化
94	3	1	18	174	13	1 物資供給の対象者 (1) 食料供給の対象者 ア <u>避難所等</u> に避難した者 イ 災害により、自宅で炊事ができない者 ウ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食料の確保ができない者 エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者及び帰宅困難者 オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者 カ 災害応急対策活動従事者	1 物資供給の対象者 (1) 食料供給の対象者 ア <u>避難所</u> <u>(削除)</u> に避難した者 イ 災害により、自宅で炊事ができない者 ウ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食料の確保ができない者 エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者及び帰宅困難者 オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者 カ 災害応急対策活動従事者 <u>キ 指定避難所以外の避難者(避難所外避難者)</u>	避難所外へ避難した避難者も物資供給の対象者に含めるため追加
95	3	1	18	174	16	(2) 生活必需品の供給対象者 ア 災害により住家に被害 <u>(床上浸水等)</u> を受けた者	(2) 生活必需品の供給対象者 ア 災害により住家に被害 <u>(削除)</u> を受けた者	避難所に集まった住民に対して、被害の程度で配布物資を区別することは困難なため

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
96	3	1	18	175	29	<p>エ 避難所外避難者への供給 指定避難所以外の避難者（避難所外避難者）を的確に把握することは困難なことから、避難所外避難者に支援物資を迅速に配布できない可能性がある。 避難所外避難者への物資配布は避難所において行うものとし、市民生活班、区本部区民生活班は市民にその旨周知する。 なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。 物資の調達・配布にあたっては避難所外避難者分の数量も踏まえて確保する。</p>	<p>エ 避難所外避難者への供給 指定避難所以外の避難者（避難所外避難者）を的確に把握することは困難なことから、避難所外避難者に支援物資を迅速に配布できない可能性がある。 避難所外避難者への物資配布は避難所において行うものとし、市民生活班、区本部区民生活班は市民にその旨周知する。 <u>ただし、避難所外避難者の状況が区本部健康福祉班において把握できている場合は、その避難先に供給することができる。</u> なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。 物資の調達・配布にあたっては避難所外避難者分の数量も踏まえて確保する。</p>	避難所外へ避難した避難者への物資供給を、避難先においてもできるようにするため
97	3	1	18	175	46	<p>(2) プッシュ型支援における物資の調達・供給 ア 避難者の状況把握及び県への報告 国又は県が物資の調達体制を迅速かつ的確に判断できるよう市民生活班は開設避難所、避難者数を把握し、<u>県に報告する。</u></p>	<p>(2) プッシュ型支援における物資の調達・供給 ア 避難者の状況把握及び県への報告 国又は県が物資の調達体制を迅速かつ的確に判断できるよう市民生活班は開設避難所、避難者数を把握し、<u>国及び県と共有する。</u></p>	文言修正
98	3	1	19	177	11	<p>1 目標水準 また、<u>段階の経過とともに、復旧の進捗状況にも応じ、柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、応急給水拠点</u>・給水量の拡大を図る。</p>	<p>1 目標水準 また、<u>復旧の進捗状況に応じて、応急給水拠点の増設</u>・給水量の拡大を図る。</p>	時点修正
99	3	1	19	177	13	<p>2 応急給水<u>のフロー</u></p>	<p>2 応急給水<u>に係る用語</u></p>	タイトルと内容の不一致
100	3	1	19	177	18	<p>(2) 拠点給水所 災害時に応急給水活動を行う場所として新潟市が指定している場所を<u>指す</u>。</p>	<p>(2) 拠点給水所 災害時に応急給水活動を行う場所として新潟市が指定している場所<u>(削除)</u>。</p>	語句の修正
101	3	1	19	177	27	<p>3 応急給水方式 被害<u>地区別</u>に適切な方法を選定し、効率的な応急給水を実施する。</p>	<p>3 応急給水方式 被害<u>状況に応じて</u>適切な方法を選定し、効率的な応急給水を実施する。</p>	語句の修正

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
102	3	1	22	185	41	(1) 避難所に高齢者、障がい者、女性、 子供 等要配慮者が利用しやすいバリアフリートイレが設置されていない又は使用ができない場合には、直ちに、手すりの設置、面積の確保、洋式便座及び段差の解消などの要件を備えたトイレを設置する。	(1) 避難所に高齢者、障がい者、女性、 子ども 等要配慮者が利用しやすいバリアフリートイレが設置されていない又は使用ができない場合には、直ちに、手すりの設置、面積の確保、洋式便座及び段差の解消などの要件を備えたトイレを設置する。	文言修正
103	3	1	23	188	32	(2) 感染症発生予防対策 各区本部健康福祉班及び区民生活班は、保健衛生対策部保健対策班・環境衛生班と連携し、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区その他衛生状態の悪い場所を中心に クレゾール 等の消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。	(2) 感染症発生予防対策 各区本部健康福祉班及び区民生活班は、保健衛生対策部保健対策班・環境衛生班と連携し、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区その他衛生状態の悪い場所を中心に 逆性せっけん 液等の消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。	配布薬剤変更のため
104	3	1	28	199	10	(イ) 取 水池等の保有水量	(イ) 配 水池等の保有水量	文言修正
105	3	1	28	201	35	(4) 復旧用資機材等の手配 復旧用資材は、市場ならびに関係 業界 との協定等により調達するものとする。また、機材等も同様に、関係 業界 より優先的に調達するものとする。	(4) 復旧用資機材等の手配 復旧用資材は、市場ならびに関係 団体 との協定等により調達するものとする。また、機材等も同様に、関係 団体 より優先的に調達するものとする。	文言修正
106	3	1	28	202	8	(3) 資機材等の調達 水道施設 及び導、送、配水管 の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には速やかに製造業者及び代理店等に支援又は手配の要請を行う。	(3) 資機材等の調達 水道施設 (削除) の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には速やかに製造業者及び代理店等に支援又は手配の要請を行う。	文言修正
107	3	1	28	202	12	(4) 車両・燃料等の調達 ～また、 水道対策部(水道局本局)、取水施設、浄・配水場 の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、協力事業者及び他水道事業者等に緊急手配等の要請を行う。	(4) 車両・燃料等の調達 ～また、 水道施設 の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、協力事業者及び他水道事業者等に緊急手配等の要請を行う。	文言修正
108	3	1	29	205		第29節 下水道施設等災害応急対策計画 1 (1) 応急対策フロー (2) 応急対策における主な作業項目	別添6のとおり	下水道BCPとの整合を図るため

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
109	3	1	29	207		第29節 下水道施設等災害応急対策計画 1(3) 応急対策体制の概念図	別添6のとおり	組織改編のため
110	3	1	31	211	16	1 石油類等の危険物施設の応急対策 (2) 関係機関への通報 (前略) 消防及び新潟県排出油等防除協議会等の機関との(以下略)	1 石油類等の危険物施設の応急対策 (2) 関係機関への通報 (前略) 消防及び新潟県東部排出油等防除協議会等の機関との(以下略)	協議会名変更のため
111	3	1	32	213	10	(1) 農林水産対策部 被害調査班の編成 農林畜産物及び農林水産業漁業施設等の被害状況等の把握(情報の収集・取りまとめ) 農林政策課、農村整備・水産課、食と花の推進課、中央卸売市場、農業活性化センター	(1) 農林水産対策部 被害調査班の編成 農林畜産物及び農林水産業漁業施設等の被害状況等の把握(情報の収集・取りまとめ) 農林政策課、農村整備・水産振興課、食と花の推進課、中央卸売市場、農業活性化研究センター	課名、所属名誤りのため
112	3	1	32	213	20	(2) 区本部 被害調査班の編成 地区内における農林畜産物及び農林水産業施設等の被害状況等の把握 農林水産業被害報告要領第5に基づく報告(農業・水産業・林業関係 各区担当課	(2) 区本部 被害調査班の編成 地区内における農林畜産物及び農林水産業施設等の被害状況等の把握 農林水産業被害報告要領第5に基づく報告(農業・水産業・林業関係) 各区担当課	表記修正のため
113	3	1	34	223	3	(3) 被害状況等の情報収集・伝達 施設の管理者は、速やかに被害状況等を把握し、教育対策部、市民生活対策部に報告する。	(3) 被害状況等の情報収集・伝達 施設の管理者は、速やかに被害状況等を把握し、教育対策部(削除)に報告する。	実施担当削除
114	3	2	3	233	4	表 実施担当 土木対策部 各区本部 水道対策部	表 実施担当 土木対策部 下水道対策部 各区本部 水道対策部	実施担当追加

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
115	3	3	2	239	43	(6) 情報の収集及び発信	(6) 情報の収集及び発信 (7) 道路管理者等の関係機関の連携 市は、国、県、高速道路会社が管理する道路において、集中的な大雪に伴う大規模な車両滞留が発生した場合、関係機関と連携し、速やかな乗員保護活動に協力する。	国・県等による雪害時の乗員保護活動計画に伴い追加。
116	3	4	1	243		(1) 情報収集 津波警報等の情報伝達系統	別添7のとおり 津波警報等の情報伝達系統図の修正	新潟海上保安部への直接の配信が無くなったこと、また、配信系統が変更となったため。
117	3	4	1	245	4	※ 津波警報等の留意事項等 (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。 (ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。	※ 津波警報等の留意事項等 (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。 (ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。	留意事項を追加

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
118	3	4	1	248		<p>エ 地震情報の種類とその内容 <u>「震源・震度に関する情報」</u> <u>「各地の震度に関する情報」</u></p>	<p>エ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) <u>「震源・震度情報」</u> (発表基準) ・<u>震度1以上</u> ・<u>大津波警報・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> ・<u>緊急地震速報（警報）発表時</u> (内容) <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u></p>	表中以下2つの情報を1つに修正
119	3	4	1	249		<p>表枠下 <u>(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、…</u></p>	<u>(削除)</u>	気象庁HPでまとめて表示されるように、発表の流れ図も見直しとなったため
120	3	4	1	248	-	<p>エ 地震情報の種類とその内容 「推計震度分布図」 (内容) 観測した各地の震度データをもとに、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>	<p>エ 地震情報の種類とその内容 「推計震度分布図」 (内容) 観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>	分布図の高解像度化のため
121	3	4	1	248		<p>エ 地震情報の種類とその内容 「長周期地震動に関する観測情報」 (発表基準) <u>震度3以上</u> (内容) <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u></p>	<p>エ 地震情報の種類とその内容 「長周期地震動に関する観測情報」 (発表基準) <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u> (内容) <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）</u></p>	令和5年2月1日からオンライン配信に伴う発表基準の変更のため

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
122	3	4	1	248		<p>エ 地震情報の種類とその内容 「遠地地震に関する情報」</p> <p>(発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>(内容) 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表</p>	<p>エ 地震情報の種類とその内容 「遠地地震に関する情報」</p> <p>(発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p> <p>(内容) 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>	情報の運用改善のため
123	3	4	1	250		<p>オ 地震活動に関する解説資料等 「週間地震概況」</p> <p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの<u>関東中部地方の地震活動の状況</u>をとりまとめた資料。</p>	<p>オ 地震活動に関する解説資料等 「週間地震概況」</p> <p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの<u>全国の震度など</u>をとりまとめた資料。</p>	内容の見直しのため
124	3	4	1	251		<p>第1節 津波災害における情報収集・伝達計画 (3) 地震及び津波警報等発表の流れ</p>	<p>別添8のとおり 流れ図の変更</p>	図の見直し

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
125	3	4	1	251		<p>キ 緊急地震速報</p> <p>・気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）に対し、緊急地震速報（警報）を公表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を公表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p>	<p>キ 緊急地震速報</p> <p>・気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3が予想される地域（新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）に対し、緊急地震速報（警報）を公表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を公表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p>	<p>長周期地震動階級を地震動特別警報の基準として令和5年2月1日から追加されたため</p>
126	3	4	2	254	27	<p>(4) 伝達手段</p> <p>ア 災害対策本部による避難広報</p> <p>災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。</p>	<p>(4) 伝達手段</p> <p>ア 災害対策本部による避難広報</p> <p>災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、SNS、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。</p>	<p>SNSによる情報発信も必要なため追加</p>
127	3	4	2	255	1	<p>(6)避難指示により住民に求める行動</p> <p>そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始する。</p>	<p>(6)避難指示により住民に求める行動</p> <p>そのいとまがない場合は、<u>できるだけ高い場所に移動するなど</u>、生命を守る最低限の行動を開始する。</p>	<p>令和6年能登半島地震に伴い、課題となった津波からの避難体制構築のため追加</p>

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
128	4		2	264	22	<p>ア 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）</p> <p>(ア) 貸付対象 低所得者世帯等のうち他から融資を受けることのない者で、この資金を受けることによって災害による困窮から自立できると認められる世帯</p> <p>(イ) 貸付限度 1世帯 150万円</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ)</p> <p>(オ) 申込方法 市長の発行する被災証明書が必要</p> <p>イ 福祉費（住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費）</p> <p>(ア) 貸付対象 低所得者世帯・高齢者世帯（日常生活で介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯等）・障がい者世帯（身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯等）で、被災した家屋を増改築、改修、又は補修するために貸付が必要な世帯</p> <p>(イ) 貸付限度 250万円以内</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ)</p> <p>(オ) 申込方法 <u>申込みは被災の日の属する翌月1日から6か月以内に行う。またその際、市長の発行する被災証明書が必要である。</u></p>	<p>ア 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）</p> <p>(ア) 貸付対象世帯 低所得者世帯等のうち他から融資を受けることのない者で、この資金を受けることによって災害による困窮から自立できると認められる世帯</p> <p>(イ) 貸付限度額 1世帯 150万円</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ)</p> <p>(オ) その他 ・被災の日の属する翌月1日から6か月以内に申込み ・市長の発行する被災証明書が必要</p> <p>イ 福祉費（住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費）</p> <p>(ア) 貸付対象世帯 低所得者世帯・高齢者世帯（日常生活で介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯等）・障がい者世帯（身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯等）で、被災した家屋を増改築、改修、又は補修するために貸付が必要な世帯</p> <p>(イ) 貸付限度額 1世帯 250万円</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ)</p> <p>(オ) 削除</p>	記載の統一のため
129	4		2	265	27	<p>1 融資・貸付・資金等による援護計画 （6）母子父子寡婦福祉資金の貸付（担当:こども未来対策部こども未来班 各区本部健康福祉班）</p> <p>イ 貸付条件 （ウ）利率（年利）：連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 1.5%</p>	<p>1 融資・貸付・資金等による援護計画 （6）母子父子寡婦福祉資金の貸付（担当:こども未来対策部こども未来班 各区本部健康福祉班）</p> <p>イ 貸付条件 （ウ）利率（年利）：連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 1.0%</p>	制度改正のため
130	4	1	1	278	2	<p>イ <u>電力の安定供給</u> <u>～東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。</u></p>	<p>イ <u>電力の安定供給</u> <u>一般送配電事業者の東北電力ネットワーク、北海道電力ネットワーク、東京電力パワーグリッドの系統と常時連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。</u></p>	時点修正

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
131	4	1	1	279	30	<u>緊急時連絡体制図</u>	<u>(削除)</u>	「ウ 緊急時連絡体制の確立」の説明文章だけでも要点を押さえているため
132	4	1	1	280	1	イ 地震発生直後の広報 大規模地震が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、 <u>報道機関、広報車等</u> を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力をお願いの広報を行う。	イ 地震発生直後の広報 大規模地震が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、 <u>北陸ガス(株)ホームページ、報道機関、広報車等</u> を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力をお願いの広報を行う。	ホームページを用いた広報活動も行うため
133	4	1	1	280	14	ア <u>救援措置要領の整備</u> 地震等により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、 <u>日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会へ、救援要請する。</u>	ア <u>日本ガス協会への応援要請</u> 地震等により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、 <u>日本ガス協会へ応援要請する。</u>	要点を押さえた説明文章に修正し、それに合ったタイトルへ修正
134	4	1	2	284	13	(ウ) 電力の融通 <u>各電力会社と連結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。</u>	(ウ) 電力の融通 <u>非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、電力広域的運営推進機関の指示などに基づき電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u>	文言修正
135	4	1	2	284	16	(4) 広域応援体制 復旧活動に当たり、他 <u>電力会社</u> への応援要請又は派遣について、 <u>電力会社間</u> で策定した「 <u>災害復旧要綱</u> 」に基づき <u>応援要請を行う。</u> また、関連会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。	(4) 広域応援体制 復旧活動に当たり、他の <u>一般送配電事業者</u> への応援要請又は派遣について、 <u>各一般送配電事業者</u> で策定した「 <u>災害時連携計画</u> 」等により実施する。 また、関係 <u>工事会社</u> についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。	文言修正
136	4	1	2	285	3	第2節 震災応急対策計画 (1) 緊急措置フロー図	別添9のとおり	現状の緊急措置対応に即したフローへ修正

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
137	4	1	2	286	20	(ウ) ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所 の修理を行う。 。その際、二次災害防止のため、 <u>広報車によるPRの徹底</u> 、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。漏えい箇所を発見できない時はブロックを細分割し、調査を行う。	(ウ) ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所 の修理を行う。 。その際、二次災害防止のため の広報活動を実施し 、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。漏えい箇所を発見できない時はブロックを細分割し、調査を行う。	広報活動の方法を限定せず、二次災害防止のための広報活動を行うとの表現に修正
138	4	1	2	286	26	(オ) 需要家への供給を再開するに当たっては、 <u>広報車</u> によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。	(オ) 需要家への供給を再開するに当たっては、 <u>北陸ガス(株)ホームページ、報道機関、広報車等</u> によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。	ホームページを用いた広報活動も行うため
139	4	1	2	286	30	(2) 広域応援体制 地震発生に伴い、災害が発生し 救援 の必要が生じた場合は、 <u>日本ガス協会関東中央部会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」</u> によって 救援要請を行う。	(2) 広域応援体制 地震発生に伴い、災害が発生し 応援 の必要が生じた場合は、 <u>日本ガス協会へ応援要請する。</u>	要点を押さえた説明文章に修正
140	4	1	2	286	42	イ 広報の方法 (ア) 報道機関への協力要請 (イ) 広報車による巡回 <u>(ウ) 戸別訪問によるチラシ配布</u> (エ) 諸官公署への協力要請	イ 広報の方法 (ア) 報道機関への協力要請 (イ) 広報車による巡回 <u>(ウ) 自社ホームページ</u> (エ) SNSへの投稿 (オ) 諸官公署への協力要請	時点修正
141	4	2	1	293	21	イ 電力の安定供給 <u>～東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連係</u> して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。	イ 電力の安定供給 <u>～一般送配電事業者の東北電力ネットワーク、北海道電力ネットワーク、東京電力パワーグリッドの系統と常時連係</u> して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。	文言修正
142	4	2	1	294	15	ウ 緊急連絡体制の確立	ウ 緊急 時 連絡体制の確立	記載の統一のため

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
143	4	2	1	294	19	<u>緊急時連絡体制図</u>	<u>(削除)</u>	説明文章だけでも要点を押さえているため
144	4	2	1	294	26	ア 救援措置要領の整備 災害により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、 <u>日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会へ、救援要請する。</u>	ア <u>日本ガス協会への応援要請</u> 災害により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、 <u>日本ガス協会へ応援要請する。</u>	要点を押さえた説明文章に修正し、それに合ったタイトルへ修正
145	4	2	2	299	11	(ウ) 電力の融通 <u>各電力会社と連結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「三社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。</u>	(ウ) 電力の融通 <u>非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、電力広域的運営推進機関の指示などに基づき電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u>	文言修正
146	4	2	2	299	25	(4) 広域応援体制 復旧活動に当たり、他 <u>電力会社</u> への応援要請又は派遣について、 <u>電力会社間</u> で策定した「 <u>災害復旧要綱</u> 」に基づき応援要請を行う。 また、関連会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。	(4) 広域応援体制 復旧活動に当たり、他の <u>一般送配電事業者</u> への応援要請又は派遣について、 <u>各一般送配電事業者</u> で策定した「 <u>災害時連携計画</u> 」等により実施する。 また、関係 <u>工事会社</u> についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。	文言修正
147	4	2	2	300	22	(カ) <u>需要家の復旧順位は、原則として次による。</u> <u>①病院 ②学校・避難所 ③新聞社、鉄道会社 ④一般需要家 ⑤工業用、営業用</u>	(カ) <u>医療や福祉サービスを行う等の社会的重要度の高い施設を優先的に需要家の復旧活動を進める。</u>	被害状況に応じて復旧を進めるため
148	4	2	2	300	36	イ 広報の方法 (ア) 報道機関への協力要請 (イ) 広報車による巡回 (ウ) <u>戸別訪問によるチラシ配布</u> (エ) 所管公署への協力要請	イ 広報の方法 (ア) 報道機関への協力要請 (イ) 広報車による巡回 (ウ) <u>自社ホームページ</u> (エ) SNSへの投稿 (オ) <u>諸官公署への協力要請</u>	現在用いている広報活動の方法に修正

No	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由
149	6		1	310	7	第1節 油等流出事故災害対策計画 エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図	別添10のとおり	防災行政無線（地域防災系）廃止のため
150	6		1	310	7	エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図 広報車、同報無線、報道機関	エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図 広報車、 <u>メール、HP、SNS</u> 、同報無線、報道機関等	メール、HP、SNS等による情報発信も必要なため
151	6		2	316	3	第2節 海上事故災害対策計画 (1) 被害・活動情報の伝達系統	別添11のとおり	防災行政無線（地域防災系）廃止のため
152	6		6	333	3	第6節 危険物等事故災害対策計画 (1) 被害情報の伝達系統	別添12のとおり	防災行政無線（地域防災系）廃止のため
153	6		6	334	12	(3) 消防局のとりべき措置 ウ <u>消防警戒区域</u> の設定 危険物の流出等に対して、必要により <u>消防警戒区域</u> を設定する。	(3) 消防局のとりべき措置 ウ <u>火災警戒区域又は消防警戒区域</u> の設定 危険物の流出等に対して、必要により <u>火災警戒区域又は消防警戒区域</u> を設定する。	危険物事故災害の際は、火災警戒区域を設定する可能性もあるため
154	6		7	335	13	イ 電力の安定供給 <u>～東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連係</u> して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。	イ 電力の安定供給 <u>～一般送配電事業者の東北電力ネットワーク、北海道電力ネットワーク、東京電力パワーグリッドの系統と常時連係</u> して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。	文言修正
155	6		7	336	1	イ 広報活動の実施 停電による社会不安の除去のため、広報車、テレビ、ラジオ、コミュニティーFM等を通じて、電力施設被害状況、復旧見通し等について周知を図る。	イ 広報活動の実施 停電による社会不安の除去のため、広報車、テレビ、ラジオ、 <u>SNS</u> 、コミュニティーFM等を通じて、電力施設被害状況、復旧見通し等について周知を図る。	SNSによる情報発信も必要なため